

会計監査人候補者の選定について（公募）

平成28年3月22日
国立大学法人福島大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。この会計監査人については、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任にあたっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、文部科学大臣へ会計監査人候補者の名簿を提出することとされています。

ついては、本学の会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人または公認会計士の方は、下記により、提案書のご提出をお願いいたします。

記

1．会計監査人の資格

- (1) 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人または公認会計士であること。
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11および第34条の11の2ならびに公認会計士法施行令第7条および第15条における特別の利害関係等のないこと。なお、公認会計士法施行令第7条第1項第9号および第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれると解されるので、会計監査人たる公認会計士または監査法人の社員は、本学の非常勤講師となることができませんので、その旨ご留意願います。

2．任期

今回の選定は、平成28年度から平成33年度までの複数年に係る候補者の選定となりますが、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約になります。

平成29年度以降については、毎年度、候補者より前年度監査業務の実績報告書および当該年度監査企画書をご提出いただきます。本学においてその内容を評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることといたします。選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難と認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

3. 選定方法について

提出いただいた提案書類およびプレゼンテーションにより各内容について項目ごとに評価し、総合評価の最も高い者を会計監査人候補者といたします。

なお、プレゼンテーションの日時（4月13日予定）等については、後日連絡申し上げます。

4. 提案書について

別紙「提案書の記載事項」をご参照のうえ、8部提出願います。

提出期限：平成28年4月4日（月）17時まで

5. 提案書の提出先・お問い合わせ先

960-1296 福島市金谷川1

福島大学 監査室（担当：朝倉）

電話 024-548-5193

FAX 024-548-6569

メール kansa@fukushima-u.ac.jp

提案書の記載事項

1. 監査法人等の概要

- (1) 名称、代表者氏名、所在地、出資金
 - (2) 平成26年度業務収入（営業収益）
 - (3) 平成26年度経常利益（当期利益）
 - (4) 人員（代表社員数、社員数、公認会計士数、会計士補数、その他職員数ごとに記載）
 - (5) 本学を担当する事務所における、国立大学等法人の監査業務従事経験者の有無
 - (6) 関与（監査）会社数
 - 企業（東証一部上場企業、左記以外の企業）
 - その他の法人
- * (4)～(6)については、平成27年12月31日現在で記入してください。

2. 国立大学法人および独立行政法人等に関連する業務の実績等

- (1) 日本公認会計士協会または公的機関における国立大学法人会計または独立行政法人会計制度に関連する検討会議、専門部会等への関与実績
- (2) 国立大学法人における業務実績（具体的な法人名と提供サービスの内容）
- (3) 独立行政法人・特殊法人における業務実績（具体的な法人名）
- (4) 学校法人における業務実績（具体的な法人名）

3. 本学における会計監査業務の提案（平成28年度～平成33年度）

- (1) 実施体制
 - 監査計画（年度ごとに、年間の予定監査項目および実施日程）
 - 監査実施体制（監査法人の監査責任者、監査業務チーム等の具体的な体制）
 - 監査担当者の構成状況（実際に監査を行う予定担当者の構成）
 - 監査に関する考え方（着眼点、重点項目 等）
 - 監査実施方法（期中監査・期末監査・日常監査の実施方法、監査項目 等）
 - 役員、監事、内部監査部門との連携（考え方および具体的対応）
 - 実際に監査を行う予定担当者（公認会計士等）の実務経験および国立大学法人における業務経験の有無（有の場合は、関与した業務の内容）
 - 監査法人等が交代する場合の両者間の引継ぎ
- (2) 監査報酬見積（平成28年度から平成33年度の年度ごとに作成）
 - 監査見積金額（税込で記載）
 - 執務予定日数（延べ人日数も記載）
 - 見積額の算定内訳（旅費等の必要経費を含む）
 - 見積費用の考え方（監査日程等に大幅な変更が生じた場合の監査費用の考え方を記載。また、監査費用変更の積算方法・基準がある場合は、併せて記載。）

4 . その他

(1) 本学の概要等は、国立大学法人福島大学ホームページを参照してください。

<http://www.fukushima-u.ac.jp>

(2) 提案書は、A 4 判縦型、横書きにて作成し、概ね 3 0 ページ以内で作成願います。

(3) 貴社の概要を記載したパンフレットを添付願います。

なお、提出される本提案書の記載事項のなかで、貴法人が本学に対し守秘することを要望される事柄については、本学がその義務を負うことをお約束いたします。

(4) 監査見積金額については、平成 2 8 年度から平成 3 3 年度までの 6 年間の平均額をもって評価いたしますが、毎年度の契約に当たっては、当該年度の見積金額を参考にいたします。平成 2 9 年度以降において、監査計画の大幅な見直し等により見積金額に変更が生じる場合には、本学と協議のうえ決定することとし、当該年度の監査提案書に詳細な理由を付して明記していただきます。

(5) 本件内容の問い合わせ先および担当者を記載してください。